

美術館に飾るような人間国宝等の器で佐賀の美食を楽しむ期間限定レストラン
「USEUM SAGA」運営業務委託に係る企画プロポーザル実施要領

1 目的

美術館に飾るような人間国宝等の器で佐賀の美食を楽しむ期間限定のプレミアムレストラン「USEUM SAGA」（ユージウムサガ）を開催することで、佐賀が誇るべき「食材」と「器」の付加価値を高めるとともに、これら地域資源を磨き上げることのできる県内料理人の存在を国内外に広く発信することを目的とする。

2 業務内容

USEUM SAGA 運営業務委託の内容は以下のとおりとする。

また、USEUM SAGA の概要については、別添「USEUM SAGA 企画概要資料」のとおり。
なお、業務の範囲は、コラボイベント及び単独イベントとする。

※USEUM SAGA は、コラボイベント及び単独イベントで構成されるものとする。

※コラボイベントとは、県内料理人とトップシェフ等が共演するイベントである。

※単独イベントとは、共演するトップシェフ等に刺激を受けた県内料理人が単独で開催するイベントである。

(1) 企画関連

○目的、コンセプトに基づいたイベント関連企画の立案、設計、調整

(2) 出演関連

○本イベント期間中に実施するコラボイベントに関連したトップシェフ等の出演調整

(3) 運営関連

○運営計画の立案、調整、当日ディレクション

○本イベント参加者の予約管理（予約サイトの設計・運営、キャンセル対応、アレルギー等の確認等）

○本イベントの進行管理

○会場内のサイン、装飾物等の制作

○必要に応じた調理器具やワイングラス、食器、カトラリー等の調達

○必要に応じたキッチンスタッフやサービススタッフの人員確保

○本イベントで使用する人間国宝等の器の輸送・管理

○運営マニュアル等の作成

○その他本イベントに必要な機材の調達、調整

(4) 広報関連

○集客のための広報計画の立案（商圈は佐賀、福岡を中心に九州一円を想定）

○イベント周知のための情報発信（プレスリリースの活用、広告掲載、広報物の制作等）

○事後広報含めたメディアアプローチ（媒体の選定、実施方法等）

○記録用の映像制作及び写真撮影

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 予算額

11,656,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5 参加要件

参加要件は、以下の全ての要件を満たす企業等（法人格を有する団体）とする。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 今回の業務委託の内容と類似する過去5カ年の納品実績を有すること。

（納品対象は、官公庁・民間とする。）

(2) 緊急の打ち合わせ・作業等が必要な場合に、迅速に対応できること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和5年4月24日（月） |
| (2) 事前説明会 | 令和5年4月28日（金） |
| (3) 参加申込 | 令和5年5月9日（火） |
| (3) 質疑の受付期限 | 令和5年5月9日（火） |
| (4) 企画書提出期限 | 令和5年5月26日（金） |
| (5) 審査会 | 令和5年5月31日（水）予定 |
| (6) 選考結果通知 | 令和5年6月2日（金）予定 |
| (7) 契約締結 | 令和5年6月9日（金）予定 |

7 プロポーザル実施方法

企画提案書、見積書等の資料をもとに、参加者のプレゼンテーションによる審査会を行う。

(1) 告知

県ホームページで公募する。

(2) 事前説明会の日時及び場所

- ① 日時 令和5年4月28日（金）14時～
- ② 場所 Web会議システム「WebEX」によるオンライン開催
- ③ 申込方法
 - ア 申込方法 電子メール
 - イ 宛先 17の問い合わせ先のメールアドレスあて
 - ウ 記載内容 表題：「USEUM SAGA」運営業務委託事前説明会申込
本文：会社名、担当部署名、参加者名、電話番号、「WebEX」接続用メールアドレス
 - エ 提出期限 令和5年4月26日（水）正午

※事前説明会への参加については、任意であり、プロポーザル審査への参加要件とはせず、参加希望者がいる場合のみ、事前説明会を開催する。

(3) 参加申込

- ① 提出書類
 - ・参加申込書【別添様式】
 - ・イベント運営業務の過去の実績が確認できる資料
 - ・会社概要資料【任意様式】
 - ・誓約書【別添様式】
- ② 提出部数 1部
- ③ 提出期限 令和5年5月9日（火）17時必着
- ④ 提出方法 持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付
- ⑤ 提出先 17の問い合わせ先の住所あてに提出

(4) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合には、質問書に内容をまとめ、次により提出すること。

- ① 提出書類
 - ・質問書【別添様式】
- ② 受付期間 令和5年5月9日（火）17時必着
- ③ 提出方法 持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付、電子メール
- ④ 提出先 17の問い合わせ先の住所又はメールアドレスあてに提出
- ⑤ 回答 受付期間終了後に参加者全員に対し回答を行う。

(5) 企画提案書提出

- ① 提出書類
 - ・企画提案書【任意様式】（紙A4版及び電子データPDF）
※作成にあたっては、(6)を参照すること
 - ・見積書【任意様式】
- ② 提出部数 各8部
- ③ 提出期限 令和5年5月26日（金）17時必着
- ④ 提出方法 紙書類：持参、書留郵便など受領確認ができる方法による送付
電子データ：電子メール
- ⑤ 提出先 17の問い合わせ先の住所及びメールアドレスあてに提出

(6) 企画提案書の内容

企画提案書の構成は次のとおりとする。

- ① USEUM SAGA 関連企画の立案及び実施方法等
 - ・USEUM SAGA の基本軸となる企画（県内料理人の選定、会場の選定等）は本協議会で立案予定
 - ・本イベント開催中（もしくは開催前後）にさらなる相乗効果を生み出す関連企画を立案する
 - ・提案の意図、対象者（ターゲット）の属性、具体的な実施方法、期待される効果等を記載する
- ② トップシェフ等の人選
 - ・本イベントの目玉となるトップシェフコラボイベントに出演してもらうシェフやパティシエ等の候補者を提案する
- ③ 集客のための広報計画等
 - ・本イベントの周知を目的とした広報企画、対象範囲、利用媒体等を記載する
 - ・佐賀県のプレゼンス向上に繋がるとともに、次回開催を見据えたメディアアプローチ（事後広報）を提案する
- ④ 過去5年間での類似業務の請負実績
 - ・契約の相手方、受託業務の内容、規模、効果等を記載
- ⑤ 事業遂行のための実施体制の構築
 - ・本委託業務の実施及び進捗管理を行う責任者（プロフィール、これまでの活動実績等を記載）
 - ・事業運営のために提供可能な実施体制、要員（外部専門家を含む活用可能な人材や人員体制を記載）
 - ・事業運営のために提供可能な業務能力
- ⑥ 実施スケジュール
- ⑦ 見積書

8 審査方法

次のとおり審査会を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより提案内容を審査し、最優秀提案者を選考する。

(1) 審査会

- ① 開催日時 令和5年5月31日（水）予定
※時間及び場所については、おって参加者に連絡する。
※オンラインでの参加も可とする。なお、システムについては、WebEXを使用する。
- ② 実施方法 事前に提出された企画提案書をもとに各参加者によるプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは、本業務を実施するにあたっての責任者となる者が必ず行うこと。
※審査会場にはモニターやパソコンへの接続機器（HDMI端子等）を準備する予定。ただし、パソコンは持参すること。（パソコンの

種類によっては端子が合わない可能性があるため、予備の端子等
を持参することを推奨する)

- ③ 提案時間 1社あたり、プレゼンテーション20分、質疑応答5分とする。

(2) 審査

- ① 審査員は別に定める審査基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案者を受託者として決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- ② 審査基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

9 選考結果の通知

- (1) すべての参加者に文書で通知する。なお、審査の経緯については公表しない。
- (2) 審査結果に対する意義申し立ては受け付けない。

10 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が行った場合
- (2) 本プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- (3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- (4) 1人で2以上の提案をした場合
- (5) 代理人でその資格のない場合
- (6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- (7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

12 プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- (1) 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行する

ことができないと認められるとき。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

1.3 参加者に求められる義務

(1) 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(2) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしなければならない。

(3) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

1.4 留意事項

(1) 提出物は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写をする場合がある。

(3) 提出する企画案は参加者 1 社につき 1 提案とし、提出後の書き替え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類作成等に関する費用はすべて提出者の負担とする。

(5) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者及び委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書は無効とする。

(6) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を欠くに至った場合は、契約締結ができない。この場合、プロポーザルの次順位の者と契約を締結する。

(7) 本業務における全ての成果物、取得物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権者人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く）

(8) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。

(9) 本業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。

また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。

1.5 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。

また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

1 6 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、持てる能力を最大限発揮するとともに、本協議会事務局の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、本委託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1 7 問い合わせ先

サガマリアーヂュ推進協議会（事務局：佐賀県流通・貿易課）

担当 宮崎、安富

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59 佐賀県流通・貿易課内

TEL 0952-25-7252

Mail ryuutsuu-boueki@pref.saga.lg.jp